

有田周辺広域圏事務組合低入札価格調査実施要領

（目的）

第1条 この要領は、有田周辺広域圏事務組合が発注する建設工事（以下「工事」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項（第167条の13で準用する場合を含む。）に規定する落札者の決定方法について必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 本要領の対象となる工事は、予定価格が1億円以上の競争入札に付する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）とする。ただし、災害復旧工事及び緊急を要する維持補修工事等は除外するものとする。

（調査基準価格）

第3条 政令第167条の10第1項に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき」の基準は、その者の申込みに係る価格が、予定価格に次項に基づき算定された割合を乗じて得た額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

2 割合の算定は予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

- ① 直接工事費の額の10分の9.7
- ② 共通仮設費の額の10分の9
- ③ 現場管理費の額の10分の9
- ④ 一般管理費の額の10分の6.8

3 特別なものについては、前項の規定にかかわらず10分の9.2から10分の7.5の範囲内で適宜の割合とする。

（失格基準価格）

第4条 失格基準価格は、基準価格を下回った場合に、契約の内容に適合した履行がなされないと判断される金額を言うものとし、失格基準価格を下回る入札が行われた場合には、調査を実施せず失格とする。

2 失格基準価格は、予定価格の10分の7.5とする。

3 前2項の規定にかかわらず、工事の内容により、前項の割合を変えて失格基準価格を設け、あるいは失格基準価格を設けないことができる。

（入札の執行）

第5条 契約担当者は、事前に入札参加資格者へ、当該入札において低入札価格調査制度を実施する旨を周知するものとする。

- 2 入札の結果、調査基準価格を下回る入札（当該入札のすべてが失格基準価格を下回っている場合を除く。）が行われた場合には、契約担当者は、落札の決定を保留するものとする。

（調査の実施）

第6条 契約担当者は、前条の入札が行われた場合には、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者（第4条第1項の規定により失格となった者を除く。）によりその価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるか否かについて次のような内容により、入札者から事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

- ① その価格により入札した理由（必要に応じ、入札価格の内訳書を徴収）
- ② 契約対象工事附近における手持工事の状況
- ③ 契約対象工事附近に関連する手持工事の状況
- ④ 契約対象工事個所と最低入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- ⑤ 手持資材の状況
- ⑥ 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- ⑦ 手持機械数の状況
- ⑧ 労務者の具体的供給見通し
- ⑨ 過去に施工した公共工事名等及び発注者
- ⑩ 経営状況（必要に応じ、取引金融機関や保証会社等へ照会）
- ⑪ 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払遅延状況等）
- ⑫ その他必要な事項

（調査の結果）

第7条 契約担当者は、前条により実施した調査の結果を低入札価格調査報告書（様式1）により低入札価格調査審査会（以下「審査会」という。）へ報告し、意見を求めるものとする。

- 2 審査会は、前項の報告に基づき審査を行った場合は、その意見についての審査結果記録（様式2）を付して、低入札価格審査結果通知書（様式3）により契約担当者に通知するものとする。

（落札者の決定）

第8条 契約担当者は、前条第2項により、当該契約の内容に適合した履行がされると判断した場合にあっては、すみやかに最低価格入札者（第4条第1項の規定により失格となった者を除く。以下同じ。）に落札した旨を通知するとともに、その他の入札参加者全員に対しその旨（様式4）を通知するものとする。

- 2 契約担当者は、前条第2項により、当該契約の内容に適合した履行がされないと判断した場合にあっては、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

- 3 次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合には、第5条以降と同様の手続を行い落札者を決定するものとする。
- 4 第2項及び前項により、次順位者を落札者と決定したときには、次順位者に対して落札者となった旨を通知するとともに、その他の入札者全員に対しその旨を通知するものとする。

付 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。